三原市自主防災組織育成支援事業補助金（組織の活動に対する補助）交付手続の流れ

目安時期	実施団体（自主防災組織）	三原市（危機管理課）
	●事前相談 ・購入備品等が補助対象になるか ・どのような手続が必要か　など	●事前相談受付
訓練実施日の概ね２週間前	●補助金等交付申請書の提出 【提出書類】 ・申請書（様式第１号） ・事業収支予算書 ・事業計画書 ・見積書、カタログ等	
申請から概ね１週間		●審査、補助金交付決定 ・決定通知書を送付
交付決定後	●備品の購入、支払い	
訓練実施後	●実績報告書等の提出 【提出書類】 ・実績報告書（様式第３号） ・事業収支決算書 ・領収書等 ・交付請求書（様式第５号）	
実績報告から概ね１週間		●審査、補助金額確定 ・確定通知書を送付
	●完了	
実績報告から概ね１か月後		●補助金の支払い
	●振込の確認	

補助対象事業	交付回数	補助等金額（上限）
防災訓練	１年度に１回	15,000 円
防災施設等整備	３年度に１回	【100 世帯以上】100,000 円 【100 世帯以下】 50,000 円
地域防災マップ作成	３年度に１回	200,000 円

※補助上限額はそれぞれ表の右欄とし、事業費総額が上限に満たない場合は、1,000円単位で交付します。

※上限を超えた金額や1,000円未満の端数は自主防災組織の負担となります。